

# 第28号

# で新たな問題

検討中 の民間委託につ 保育所入園 募集要綱に記載

7月21日 (水) 13時30分より

時間勤務制度導入に係る年次有 渉を行いました。 給休暇等の導入について」の交 小学校廃校提案」及び「育児短 き地保育所の閉所・北見市大和 議会第二委員会室にて「大和へ

りました。 冒頭、市長より提案説明が

力いただき感謝する。 市長) 日頃より市政の発展に協 について さて、大和へき地保育所につ 大和へき地保育所の 閉 所

近年の少子化に伴い定員

たのか。

当) そうである。

解を得られたため提案するので から平成23年3月31日をもって しながら協議した結果、今後も 況となる。保護者の意向も把握 については1名の園児が残る状 理解願いたい。 閉所することに地域の皆様に理 **園児数の増加が見込めないこと** 

当)臨時職員については、

8 月

に自己都合による退職を希望し

確保はできるのか。

閉所

後の職場

ら増える見込みはないというこ 当) 平成26年度以降は推計しよ 交)当地域における人口推計か

交) 地域との協議はいつから行っ 込みはない。 うがないが、 現時点で増える見

地域も含めて話したいと要望が 当)最初は保護者と行ったが、 交) 協議は保護者と行ったのか。 あったため、 それとも地域住民を含めてか。 当) 平成19年度から3回行った。 て協議した。 その後地域も含め

交)それら協議の中で閉所する 当) 現場の声も聞きながら進 も協議したのか。 交) 現場で働いている保育士と

当) 特になかった。 に伴っての不安はなかったか。 現在勤務している臨時保育

30名に対し本年度4名、来年度 ļ 士1名について、

北見市職員労働組合 〒090-8501 北見市北5条東2丁目 話 0157-25-1198 F A X 0157-25-5357

自治労

が最終的には地域や保護者から 団保育が可能となり、そのこと 在園する児童について温根湯保 見込みがないことから閉所し、 大の理由は、当該地域の就学前 ている。なお、退職後について の要望となったということでよ 児童が減少し、今後も増加する 交)確認するが本提案に至る最 はパートにより対応する。 育所へ通所させることにより集

日をもって廃校とすることを提

案するので理解願いたい。

ている。 進み、現在は7名の児童数となっ 加速しており、 化が進むとともに少子高齢化が 歴史を持つ小学校であるが過疎 市長)大和小学校は97年の長い について 北見市大和小学校の廃校 児童数の減少が

の意向を鑑み、 ほしいとの要望もあることから 児童の教育環境の向上、保護者 湯小学校への通学移行を認めて 教育委員会としても地域の現状 地域から同校を廃校して温根 平成23年3月31

ち帰って協議する。

2010 網走地方本部 自治研集会

『地域住民(団体)と 労働組合によるまちづくり』

人口の減少、企業の倒産、医師不足などで地域はどん どん疲弊していく中、労働組合として地域の活性化に繋 がる取り組みを議論し、自治研活動を通じて、地域住民 (団体)と労働組合が連携したまちづくりの推進を図る ことを目的として開催します。

組織内市議の隅田氏もパネラ ーとして参加しますので、 組合員の皆様もぜひご参加ください。

2010年8月7日(土)午後1時~5時 ところ 北見市「端野公民館 研修室1」

程 日 13:00 開会・基調提起 シンポジウム 13:15

パネラー 津別町自治会連合会長

大江 清一氏 北見市議会議員 隅田 2 つのグループに別れ分散会

15:00 16:30 全体討議

準はないが、大和地区自治会連 の提案ということでよいか。 あり、きちんと協議された上で なるのか。 和小学校PTAの3者連名によ 合会・大和地域を考える会・大 は、保育園のような統廃合の基 当) そうである。学校について 交)地域や保護者からの要望も る要望があった上で協議してき

交)温根湯小に統合という形に

備を始めることとし、

今は協

段階である。

当) 平成23年度から具体的に準

せがあった場合、どのような回

交) 保護者などからの問い合わ も含めての検討課題である。

答をしているのか。

と位置付けしている。民間委託当) 保育計画ではリニューアル

案もされていないが、

これは

体どういうことか。

しているとの表記があるが、

綱に南保育園が民間移管を予定

本年度の保育園入園の募集

交) 勤務している臨時用務員の 当) そうである。

当)本人の希望を聞いて最大限 当支部への確認も必要なため持 交) こちらの2点については該 の対応をしたいと考えている。 職場確保はどうなるのか。

証を行った後に検討・協議する

に民間移管した光西保育園の検

こととなっていたが。

書で出してもいいのか。数年前

交) 何も決まっていないのに文

健福祉部長に伺いたい。 交)ところで、別件となるが保

支部には検証結果を説明した。 いるが保護者の理解を得てから 当)検証はすでに行い、保育園 交) 該当支部に確認する。 実施は平成24年度からと考えて

) これまで導入に向

けて検討

当

組合と合意に達し、 実施予定はいつから

職員周

その他の特別休暇については取

部分休業は併用できない

が

必要である

1

交

得可能である。

が

芝

つい

児短

時間

勤

務制

度導入

当

そうであ

交

当) 交 当) 市 交) 史 当) 1ヶ月前までの申請とする。 ばよいか。 だきた ものについては影響ない。 手当については、回数・件数の 他職場への異動はあり得ない。 定しているのか。 交)制度取得中の配置替えは想 が緩和された。 きるものである。 ものであるが影響はあるのか。 当) そうである。 ては本人の選択制ということで に関わらず取得できるよう条件 してきた「育児短時間勤務制度」 の 形態から選択し、 達するまでの子を養育するた 運用について説明させていた この制度は小学校就学の 産休と同様で、 制度取得と勤務形態につい 申 対象となる職員は。 退 影響のあるものは期末手当 たものがあるのか 賃金・諸手当の変動はどう 回 現在運用している特殊勤務 対象は職員のみであり、 勤務時間は連続したものかの 法改正で配偶者の育児状況 短い勤 数• ·請時期はいつまでに行え '間帯に勤務することがで 長宛てで所属長に提出で 請先はどこか。 件数で出されて 当 ١J 特殊勤 多手当、 時間で勤務する くつかある勤務 希望する日 基本的には 管理 務手当で 職手 )始期 交 知に期間をとって施行したい。 とする。 令はあるの いつということはないがなるべ

# 勤務時間及び休暇について

# (1)年次有給休暇の年間付与日数

勤務形態		1週間の勤務		年次有給休暇		
		勤務 日数	勤務時間	年間付与 日数	1日への 換算	年間時間数
常時勤務	Α	5日	38時間45分	20日	7時間45分	155時間
育児短時間勤務						
3時間55分×5日	В	5日	19時間35分	20日	3時間55分	78時間20分
4時間55分×5日		5日	24時間35分	20日	4時間55分	98時間20分
7時間45分×3日		3日	23時間15分	12日	7時間45分	93時間
7時間45分×2日+ 3時間55分×1日		3日	19時間25分	10日	7時間45分	77時間30分
その他 (保育園等)	ړ		19時間25分	10日	7時間45分	77時間30分
	С		19時間35分	10日	7時間45分	77時間30分
			23時間15分	12日	7時間45分	93時間
			24時間35分	13日	7時間45分	100時間45分

A:常時勤務

B: 斉一型短時間勤務

C:不斉一型短時間勤務

### −型短時間勤務(B)の算出方法

年間付与日数 = 20日 ×

週の勤務日数

(1日未満端数四捨五入)

5日

## 不斉一型短時間勤務(C)の算出方法

週の勤務時間数

= (155時間× 年間付与日数

) ÷ 7時間45分

(1日未満端数四捨五入)

38時間45分 (週の勤務時間数は、1時間未満切上げ)

# 年度途中で勤務形態を変更した場合の 年次有給休暇の調整について

変更前の残日数×

変更後の週の勤務日数、勤務時間

(1日未満端数切上げ)

変更前の週の勤務日数、勤務時間

当 る制度) 可能である。

用職員も含めて職場との協議が

そのように対応する。

の対応としたいが、

任期付採

員会においても協議できるよう 極力生じさせないよう、消防委

が併用は可能か。 15分特例 勤務時間

交 み60分を45分とし、交)休憩時間の15分 理したい。 当) きちんと対応できるよう整 始業時または終業時を調整でき とで良い **夜勤務制限を行うこととするこ** 職員から申請があっ 今回の法改正に伴い、 か た場合、 (昼 対 休

深 いで良いか。 交 例えば、

交)制度取得期間中における該 当) これまでも育児休業等に臨 時的対応等の考えはあるのか。 当職場への職員の代替措置や臨 当) そうである。 対応を行ってきており、 同

と思うが、

班編成

への影響等を

は残りの平日は週休日という扱 週3日勤務の場合 交)消防も導入することとなる いただきたい。 査をおこない改めて協議させて

ていた場合の扱いはどのように 制度取得以前の振替が残っ 当) 基本的には国 交) 年休の調整において、 ついて説明していただきたい。 ているが、さらにこちらでも調 いかと思われるが、その根拠に 員間で不平等は生じるのではな 上げなど混在しているため、 処理の考え方に四捨五入や切 の考えに沿っ 職

災害等を除き行

わな

いこと

で精算するしかないと考

えて 現 制度適用中の時

間外勤

するのか。

勤務

時 間

が違うため、

だきたい。 はまだ提案されていないが。 交) 任期付職員の制度につい

当)後日改めて提案させてい

# 2010人事院勧告の動向について

7月21日に行われました道本部オルグにて、2010人事院勧告の動向に <u>ついて説明がありましたので報告いたします</u>

# 官民較差について

民間給与の実態は昨年と同様な傾向にある。

昨年は 0.22% ( 863円)

昨年と同様とした場合は若干のマイナス較差は避けられない情勢。 山場段階で具体的にいくらになるのか見極めていく必要がある。

# -時金の動向について

0.15~0.25の間のマイナスが予想される。

マイナスは避けられないが、公務員労働者の4.0月を死守できるか どうかが焦点となってくる。

# 高齢者給与をめぐる勧告内容

マイナス勧告分と新たに逆較差(公務員と民間賃金の差)を調整す る分との2重で給与水準を引き下げるという内容。

人事院の調査によると50歳台後半層において、依然として公務の給 与水準が民間を大きく上回り、更に較差が拡大する傾向にあるとのこ

本年についてマイナス較差がでた場合は是正に着手し、50歳台後半 層の給与に一定率を乗じて引き下げる措置をしたいと提案している。

高齢者給与に係る人事院勧告について】

# 1970年人事院勧告

<del>1971年4月以降、56歳</del>以上で人事院の定める年齢に達した職員は昇 給期間を18月ないし、24月に延伸。

この「人事院の定める年齢」は58歳と定められた。

# 1979年人事院勧告

一定年齢を超える高齢層は官民逆較差となっている実態に 着目し、民間の高齢層の昇給の実情、公務員内部の配分の適正を図る ため昇給停止措置を勧告。

昇給延伸年齢は1980年4月以降は56歳に引き下げ。

56歳に達した日後の最初の昇給にあっては18月、その後の昇給は24 月。さらに、この規定にかかわらず58歳に達した以降の昇給は原則と して停止することが規定された。

# 1998年人事院勧告

民間企業では、年齢・勤続という年功的要素を縮小し、能力・実績 を重視した賃金体系への見直しが進んできていること、早期立ち上が リ型への賃金カーブの見直しを進めること、民間では50~54歳で賃金 を抑制し、55歳で停止させている企業が多数を占めていること、など から、99年4月から昇給延伸年齢を53歳に、昇給停止年齢を55歳への 提案。結果として、昇給停止55歳のみが実施されることとなった。